

議案第 2 2 号

杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 2 7 日

提 出 者 杉 並 区 教 育 委 員 会
教 育 長 白 石 高 士

(提案理由)

会計年度任用講師の特別休暇として、災害休暇及びボランティア休暇を定める必要がある。

杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和2年杉並区教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項及び第2項第1号中「慶弔休暇」の次に「、災害休暇」を、「夏季休暇」の次に「、ボランティア休暇」を加える。

第22条の次に次の1条を加える。

（災害休暇）

第22条の2 災害休暇は、会計年度任用講師の現住居が地震、水害、火災その他の自然災害により滅失し、又は損壊したことにより、会計年度任用講師が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。

2 災害休暇は、日を単位として、7日を超えない範囲内で必要と認められる期間承認する。

3 教育委員会は、災害休暇を承認するときは、会計年度任用講師の現住居が滅失し、又は損壊したことを確認できる証明書等の提出を求めることができる。

第23条の次に次の1条を加える。

（ボランティア休暇）

第23条の2 ボランティア休暇は、会計年度任用講師が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する次に掲げる活動（専ら会計年度任用講師の6親等内の血族、配偶者、パートナーシップ関係の相手方、3親等内の姻族並びに届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及びパートナーシップ関係の相手方の3親等内の血族に対する支援となる活動を除く。）を行うため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。

（1）地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動

（2）障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な支援を行うことを目的とする施設における活動

（3）前2号に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を

支援する活動

- (4) 国、地方公共団体等が主催、共催、協賛又は後援する事業を支援する活動
- 2 ボランティア休暇は、一の年度において、当該会計年度任用講師の1週間の勤務日数、1月間の勤務日数又は1年間の勤務日数の区分に応じて、別表第6の2に定める日数の範囲内で必要と認められる期間承認する。
- 3 教育委員会は、ボランティア休暇を承認するときは、当該休暇に係る活動を承認できる証明書等の提出を求めることができる。
- 4 ボランティア休暇の承認及び請求等の手続については、常勤の職員の例による。第30条中「、第22条」を「から第22条の2まで」に改める。

別表第6の次に次の1表を加える。

別表第6の2（第23条の2関係）

1週間の勤務日数	5日以上	4日	3日	2日	1日
1月間の勤務日数		16日	12日	8日	
1年間の勤務日数	217日以上	169日から216日まで	121日から168日まで	73日から120日まで	48日から72日まで
日数	5日	4日	3日	2日	1日

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
<p>(特別休暇)</p> <p>第15条 教育委員会は、会計年度任用講師が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母体保護休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。</p> <p>2 前項に規定する休暇のうち、次の各号に掲げる休暇は、当該各号に定める場合に限り、承認するものとする。</p> <p>(1) 母体保護休暇、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇及び子の看護のための休暇 当該会計年度任用講師について定められた任用期間（同一年度内において引き続き任用された会計年度任用講師にあつては、当初の任用期間に当該引き続き任用された任用期間を加えた期間）が6月を超える場合</p> <p>(2) 略</p> <p>(災害休暇)</p> <p>第22条の2 災害休暇は、会計年度任用講師の現住居が地震、水害、火災その他の自然災害により滅失し、又は損壊したことにより、会計年度任用講師が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。</p> <p>2 災害休暇は、日を単位として、7日を超えない範囲内で必要と認められる期間承認する。</p> <p>3 教育委員会は、災害休暇を承認するときは、会計年度任用講師の現住居が滅失し、又は損壊したことを確認できる証明書等の提出を求めることができる。</p> <p>(ボランティア休暇)</p> <p>第23条の2 ボランティア休暇は、会計年度任用講師が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する次に掲げる活動（専ら会計年度任用講師の6親等内の血族、配偶者、パートナーシップ関係の相手方、3親等内の姻族並びに届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及びパートナーシップ</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第15条 教育委員会は、会計年度任用講師が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母体保護休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇_____、夏季休暇_____、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。</p> <p>2 前項に規定する休暇のうち、次の各号に掲げる休暇は、当該各号に定める場合に限り、承認するものとする。</p> <p>(1) 母体保護休暇、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇_____、夏季休暇_____及び子の看護のための休暇 当該会計年度任用講師について定められた任用期間（同一年度内において引き続き任用された会計年度任用講師にあつては、当初の任用期間に当該引き続き任用された任用期間を加えた期間）が6月を超える場合</p> <p>(2) 略</p>

新	旧																								
<p>関係の相手方の3親等内の血族に対する支援となる活動を除く。)を行うため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。</p> <p>(1) 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動</p> <p>(2) 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な支援を行うことを目的とする施設における活動</p> <p>(3) 前2号に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動</p> <p>(4) 国、地方公共団体等が主催、共催、協賛又は後援する事業を支援する活動</p> <p>2 ボランティア休暇は、一の年度において、当該会計年度任用講師の1週間の勤務日数、1月間の勤務日数又は1年間の勤務日数の区分に応じて、別表第6の2に定める日数の範囲内で必要と認められる期間承認する。</p> <p>3 教育委員会は、ボランティア休暇を承認するときは、当該休暇に係る活動を確認できる証明書等の提出を求めることができる。</p> <p>4 ボランティア休暇の承認及び請求等の手続については、常勤の職員の例による。</p> <p>(期間計算)</p> <p>第30条 第14条の2、第17条、第21条から第22条の2まで、第26条及び第28条の規定による休暇の期間には、週休日、休日及び代休日を含むものとする。</p> <p>別表第6の2 (第23条の2関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>1週間の勤務日数</td> <td>5日以上</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>1月間の勤務日数</td> <td></td> <td>16日</td> <td>12日</td> <td>8日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1年間の勤務日数</td> <td>217日以上</td> <td>169日から216日まで</td> <td>121日から168日まで</td> <td>73日から120日まで</td> <td>48日から72日まで</td> </tr> <tr> <td>日数</td> <td>5日</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>1日</td> </tr> </table>	1週間の勤務日数	5日以上	4日	3日	2日	1日	1月間の勤務日数		16日	12日	8日		1年間の勤務日数	217日以上	169日から216日まで	121日から168日まで	73日から120日まで	48日から72日まで	日数	5日	4日	3日	2日	1日	<p>(期間計算)</p> <p>第30条 第14条の2、第17条、第21条、第22条、第26条及び第28条の規定による休暇の期間には、週休日、休日及び代休日を含むものとする。</p>
1週間の勤務日数	5日以上	4日	3日	2日	1日																				
1月間の勤務日数		16日	12日	8日																					
1年間の勤務日数	217日以上	169日から216日まで	121日から168日まで	73日から120日まで	48日から72日まで																				
日数	5日	4日	3日	2日	1日																				